

「衆議院選挙制度に関する調査会」の答申案に反対する声明

1 「衆議院選挙制度に関する調査会」の取りまとめ

衆議院議長のもとに設置された有識者による第三者機関である「衆議院選挙制度に関する調査会」（座長・佐々木毅東京大学元総長。以下「調査会」という。）は、2015年12月16日、2016年1月14日に衆議院議長に答申する改革案の内容として、①定数削減については、現行475議席（小選挙区295、比例代表180）から10議席（小選挙区6、比例区4）を削減すること、②定数配分については、「一人別枠方式」に代えてアダムズ方式を導入し、小選挙区で7増13減、比例区で1増5減とすること、③選挙制度については、現行の小選挙区比例代表並立制（以下「並立制」という。）を維持することを取りまとめた。

2 第三者機関で検討することは国会の責任放棄

憲法で「法律でこれを定める」とされている選挙制度の問題（憲法44条、47条）について、唯一の立法機関（憲法41条）のもとに第三者機関がおかれたことは、調査会を除いては、これまで例がない。

この点、自由法曹団は、第三者機関の設置が浮上した2014年3月、選挙制度の問題を第三者機関の検討・決定に委ねることは、国会の責任の放棄であるばかりか、国会のあり方、選挙制度検討のあり方との関係でも重大な問題をはらんでいることを指摘した。

自由法曹団としては、国会自らの責任で検討・決定を行うべきとの見解に変わりはない。もっとも、第三者機関である調査会が上記答申案を出した以上、答申案に対し、自由法曹団としての見解を表明する。

3 調査会の答申案の問題点

（1）現行制度に対する評価・検討の欠落

調査会の答申案は、定数削減ありきで、定数配分の数合わせに終始するばかりで、諮問事項の一つである「現行制度を含めた選挙制度の評価」については、現行の並立制を無批判に肯定するばかりで、現行選挙制度が民意を正しく反映しているかどうかという問題点について十分な議論がされた形跡はない。

特に、2015年の通常国会において、国民の7割が「今国会での成立は必要ない」としていた戦争法制（安全保障関連法制）が、国会内の多数決をもって強行成立させられたことは、より一層、民意と議席数の致命的な乖離が生じていることを浮き彫りにした。こうした乖離の原因は、2014年12月の衆議院総選挙で自民党が33%の得票で61%の議席を獲得したことからも明らかなおろ、現行の小選挙区制が、第一党に得票率をはるかに超える過剰な議席を与え、大きく民意を歪めるという小選挙区制の弊害にある。

それにもかかわらず、調査会は、現行の選挙制度の本質的な問題、すなわち小選挙区制の弊害に目を背け、小選挙区制の抜本的な見直しに手をつけることなく、現行の並立制を前提とした定数削減や配分に議論の大半を費やした。

その点で、調査会の答申案は、戦争法制をめぐる議論の中で、民意と議席数の乖離が大きな問題であることが誰の目にも明らかになったにもかかわらず、国民主権を宣言した日本国憲法が求める民意を正確に反映する選挙制度の実現を一切顧みなかった点で、調査会

自体の目的を放棄したものと言わざるを得ない。

(2) 定数削減ありきの不合理

また、答申案によれば、定数は465となり、戦後で一番少ない議席だった1946年総選挙当時の466を下回った。1946年当時の有権者数が約3700万人だったことに比べると、現在の有権者数は約1億人で、有権者数は3倍程度に増えている。調査会の委員からも「諸外国と比較しても（議員数を）減らす理由はない」との的確な意見が出されていたにもかかわらず、議席数を減らすという結論を導いたことは、定数削減ありきと言わざるを得ない。正確な民意を反映する選挙制度を実現するには議員定数を適正なものにすることが不可欠である。このことを考慮すれば、調査会が定数の削減ありきで議論を進めたことは、その職務を放棄するものといわざるを得ない。

4 結論

自由法曹団は、調査会の答申案を撤回し、憲法が規定するとおり国会での国民的な議論を行い、多様な民意を正確に反映する選挙制度への抜本的な改革をすることを求める。

2015年12月24日

自 由 法 曹 団
団 長 荒 井 新 二